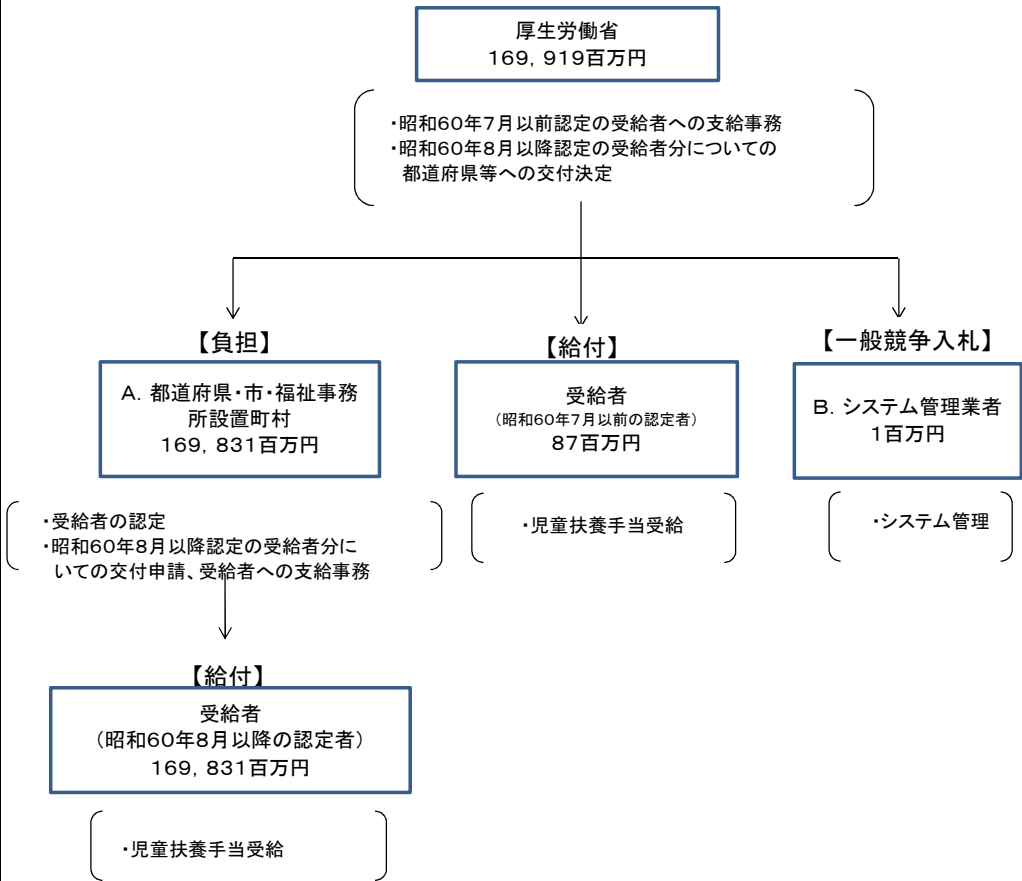


平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		児童扶養手当		担当部局庁		雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 3 6 年度		担当課室		家庭福祉課母子家庭等自立支援室		小野 太一		
会計区分		一般会計		政策・施策名		Ⅵ－6－1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		児童扶養手法第21条		関係する計画、 通知等		子ども・子育てビジョン (「ひとり親家庭の子どもが困らないように」)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、「児童扶養手当法」に基づき、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して手当を支給。 ○実施主体:都道府県、市、福祉事務所設置町村 ○補助率:1／3								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☒ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	167,837	176,744	176,889	177,246	176,072		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	167,837	176,744	176,889	177,246			
			執行額	159,610	168,663	169,919				
	執行率 (%)	95.1%	95.4%	96.1%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
		児童扶養手当は、離婚等によってひとり親となった家庭の児童に対し、支給要件を満たす場合に支給するものであるため、成果目標を示すことはできない。			成果実績	—	—	—	—	—
					達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		児童扶養手当受給者数 (当該年度の3月末現在)			活動実績 (当初見込み)	人数	1,055,181 (1,142,885)	1,070,211 (1,149,229)	1,085,552 (1,145,868)	— (1,152,628)
単位当たり コスト		— (円／)			算出根拠	—				
平成 2 5 - 2 6 年 度 予 算 内 訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	負担金		177,162	176,012	手当の特例水準の解消のため、手当額が減額になるため。					
	給付費		82	58						
	支給業務庁費		2	2						
計		177,246	176,072							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 費 必 要 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	約113万世帯(平成25年2月現在)の母子家庭等に支給しており、広く国民のニーズがある。また、当該事業は法律に規定され、児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与することが目的であり、国費の投入が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	児童扶養手当法に基づき、手当の支給に要する費用の1／3を国が負担することとされており、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—	—	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	児童扶養手当法に基づき、都道府県・市・福祉事務所を設置する町村において、法に定める支給要件を満たす受給資格者に手当を支給している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	児童扶養手当法に基づき、国が「1／3」を負担するものであり、適正なものである。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	児童扶養手当法に基づき、国が「1／3」、都道府県等が「2／3」を負担するものであり、合理的なものである。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	児童扶養手当法に基づき、手当が児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されており、事業目的に即し真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—	—	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	執行率及び活動実績率ともに9割を超えているため実績見込みに見合ったものである	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—	—	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点 検 結 果	受給者数や受給要件別の内訳数など、施策を実施する上での基本的なデータについては福祉行政報告例により把握しており、受給者は平成23年度1,070,211人、平成24年度1,085,552人と増加している。また、各自治体における支給事務については、各地方厚生局において監査等を実施し、適切な事務執行について指導等を行っている。児童扶養手当は、離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的として支給する制度であり、引き続き本事業は必要である。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0413	平成23年	0372	平成24年	0320

※平成24年度実績を記入

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.大阪市			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	負担金	児童扶養手当の支給	5,308			
	計		5,308	計		0
	B.アルファテックス株式会社			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	支給業務庁費	システム管理	1			
	計		1	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	児童扶養手当の支給	5,308		
2	札幌市	児童扶養手当の支給	3,428		
3	横浜市	児童扶養手当の支給	3,232		
4	名古屋市	児童扶養手当の支給	2,785		
5	福岡市	児童扶養手当の支給	2,422		
6	京都市	児童扶養手当の支給	2,255		
7	神戸市	児童扶養手当の支給	2,179		
8	北九州市	児童扶養手当の支給	1,858		
9	北海道	児童扶養手当の支給	1,598		
10	堺市	児童扶養手当の支給	1,574		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	アルファテックス株式会社	システム管理	1	3	81%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	母子家庭等対策総合支援事業	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成15年度	担当課室	家庭福祉課母子家庭等自立支援室	小野 太一				
会計区分	一般会計	政策・施策名	Ⅵ-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること Ⅵ-6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子及び寡婦福祉法第45条	関係する計画、通知等	・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年4月1日厚生労働省告示第248号) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金による母子家庭等対策総合支援事業を実施することにより、母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)母子家庭等就業・自立支援事業 (2)母子家庭等日常生活支援事業 (3)ひとり親家庭生活支援事業 (4)母子家庭自立支援給金事業 (5)母子自立プログラム策定等事業 (6)家庭支援推進保育事業 ※別添参照							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	3,474	3,538	3,647	9,734	9,907	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	3,474	3,538	3,647	9,734		
	執行額		3,474	3,538	3,647			
	執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業実績		成果実績	件	5,748	6,644	集計中	-
			達成度	-	-	-	-	
	母子自立支援プログラム策定事業による就業実績		成果実績	件	4,315	4,441	集計中	-
			達成度	-	-	-	-	
	高等技能訓練促進費等事業による就業実績		成果実績	件	1,714	2,442	集計中	-
			達成度	-	-	-	-	
	高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数		成果実績	件	2,114	3,016	集計中	-
達成度			-	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業相談件数		活動実績 (当初見込み)	件	89,729	101,536	集計中	()
	母子自立支援プログラムの策定件数		活動実績 (当初見込み)	件	6,952	7,179	集計中	()
	高等技能訓練促進費等事業の支給件数		活動実績 (当初見込み)	件	7,969	10,287	集計中	()
単位当たりコスト	— (円/)		算出根拠		—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	母子家庭等対策費補助金	9,734	9,907	「新しい日本のための優先課題推進枠」1,439				
				日本再興戦略においては、女性が活躍できる環境整備を推進することとされ、「母子家庭の母等への就業支援」が位置づけられているところであり、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、身近な地域で家庭のニーズに合った支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うことが必要である。具体的には、①地方自治体による総合的・包括的な支援のための相談窓口の強化として、新たに就業支援専門員を配置することや、②地域によって取組にばらつきがみられると指摘されている就業支援や子育て・生活支援等にかかる各種事業の充実強化として、母子家庭等就業・自立支援事業や母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等日常生活支援事業を拡充することや、③ひとり親家庭の子どもがその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、また、貧困の連鎖を防止するために、学習支援ボランティア事業を拡充すること等により要求額が増加した。				
	計	9,734	9,907					

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	母子家庭の母等の生活支援・就業支援を実施する経費であり、母子家庭等の自立のために国費の投入が必要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	多くの地方自治体で本事業が実施されているが、事業未実施の自治体もあることから、引き続き国が支援する必要がある。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	母子家庭の母等の生活支援・就業支援を実施することは、母子家庭等の自立を支援するために有効であることから、優先度の高い事業と考えられる。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	母子及び寡婦福祉法に基づき、市町村が支弁した費用について、1/2（一部3/4）以内を補助することができる、及び都道府県が支弁した費用について、1/2（一部3/4）以内を補助することができるとしており、その負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業に必要な経費のみを補助の対象としている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	各事業については、年々実績が増加している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検結果	事業終了後に提出される事業実績報告書等の書類や、必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により支出状況等について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。 また、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭等に対しては、安定した就業を確保するための技能習得や疾病等の際の生活援助などにより自立の支援を図ることが不可欠であり、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談や母子自立支援プログラムの策定などの利用件数が増加している（母子家庭等就業・自立支援センター事業については平成23年度89,729件、平成23年度101,536件。母子自立支援プログラムの策定件数については平成23年度6,952件、平成23年度7,179件。）ことから、引き続き、本事業の実施が必要であると言える。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0414	平成23年	0373	平成24年	0321

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

3,647百万円

【補助】

- A 母子家庭等対策総合支援事業 801自治体
- ①母子家庭等就業・自立支援センター事業事業
補助先：都道府県、指定都市、中核市
 - ②一般市等就業・自立支援事業
補助先：市、福祉事務所設置町村
 - ③母子家庭等日常生活支援事業
補助先：都道府県、市町村
 - ④ひとり親家庭生活支援事業
補助先：都道府県、市町村
 - ⑤母子家庭自立支援給付金事業
補助先：都道府県、市、福祉事務所設置町村
 - ⑥母子自立支援プログラム策定等事業
補助先：都道府県、市、福祉事務所設置町村

3,647百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪市			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業	69			
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業促進事業、母子家庭地域生活支援事業等	12			
母子自立支援プログラム策定等事業	母子自立支援プログラム策定等事業	9			
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	8			
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	6			
計		104	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業、母子家庭自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定等事業	104		
2	札幌市	同上	88		
3	名古屋市	同上	74		
4	京都市	同上	67		
5	広島市	同上	63		
6	北九州市	同上	63		
7	横浜市	同上	61		
8	福岡市	同上	51		
9	熊本市	同上	48		
10	堺市	同上	45		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

母子家庭等対策総合支援事業

～ 一般会計 ～

3, 646, 953千円 → 9, 733, 852千円

【主な内容】

○母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進する。

・ 高等技能訓練促進費等事業について、これまで補正予算を活用した暫定的な措置であったものを当初予算に計上することにより、安定的な事業実施を図るとともに、平成25年度入学生から、新たに父子家庭を対象とすることに加え、支給期間の上限を2年（※）とする。

（※）修学期間が3年の場合は、3年目を母子寡婦福祉貸付金により支援を行う。

・ 母子家庭等就業・自立支援事業において、中核市の増加に伴う必要額を確保する。

○ 家庭支援推進保育事業について、子育て支援交付金から移行。

1. 事業の目的

各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金による母子家庭等対策総合支援事業を実施することにより、母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進を図る。また、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

2. 対象事業

（1）母子家庭等就業・自立支援事業

①母子家庭等就業・自立支援センター事業（新たに父子家庭を対象）

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供するとともに母子家庭等の児童の健やかな成長を支援するため、養育費の確保や面会交流の支援に取り組む事業

②一般市等就業・自立支援事業（新たに父子家庭を対象）

一般市等において、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業（面会交流の支援を除く）を行う事業

（2）母子家庭等日常生活支援事業

修業や疾病等の際、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、生活援助、保育サービス等の支援を行う事業

（3）ひとり親家庭生活支援事業

相談支援、生活支援講習会、児童への訪問援助や学習支援等により、ひとり親家庭の生活の支援を図る事業

（4）母子家庭等自立支援給付金事業

①自立支援教育訓練給付金事業（新たに父子家庭を対象）

教育訓練講座の受講費用の一部を支給する事業

②高等技能訓練促進費等事業（25年度入学生から、新たに父子家庭を対象にするとともに、支給期間の上限を2年（※）とする。）（※）修学期間が3年の場合は、3年目を母子寡婦福祉貸付金により支援を行う。

看護師等の養成機関における修業期間における生活費の負担軽減のために一定期間高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を軽減するための入学支援修了一時金を支給する事業

(5) 母子自立支援プログラム策定等事業

①母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施する事業

②就職準備支援コース事業

自立支援プログラムを策定した者のうち、直ちに就業に移行することが困難な者を対象に就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う事業

(6) 家庭支援推進保育事業

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う事業

3. 補 助 根 拠 法律補助（母子及び寡婦福祉法第45条）、予算補助

4. 実 施 主 体

- ・都道府県、指定都市、中核市（3の(1)の①の事業）
- ・市町村、福祉事務所設置町村（3の(1)の②の事業）
- ・都道府県・市町村（3の(2)、(3)の事業）
- ・都道府県・市・福祉事務所設置町村（3の(4)、(5)の事業）
- ・市町村（3の(6)の事業）

5. 補 助 率

- ・国1／2（都道府県及び市町村1／2）
- ・国3／4（3の(4)の事業）（都道府県・市・福祉事務所設置町村1／4）
- ・国10／10（3の(5)の事業）
- ・国1／2（3の(6)の事業）（市町村1／2）

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	養育費確保支援事業委託費	担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度	担当課室	家庭福祉課母子家庭等自立支援室	小野太一			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VI-6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-	関係する計画、通知等	・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年4月1日厚生労働省告示第248号) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)養育費相談支援事業 ・母子家庭等からの養育費等に関する電話・電子メール等による相談の実施 ・母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた養育費等に関する相談に対する電話等による相談支援の実施 (2)研修事業 ・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等、地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修 (3)情報提供事業 ・ホームページ、パンフレット等による、養育費の取得手続き等の情報提供等の実施 補助率:定額						
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	62	60	59	57	60
		補正予算					
		繰越し等					
	計	62	60	59	57		
	執行額	60	60	59			
執行率(%)	95.6%	99.8%	99.3%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	相談や情報提供等の件数と養育費確保の状況を数値的に関連づけることは不可能であるため、定量的な成果目標として示すことはできない			成果実績	-	-	-
	達成度		%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	養育費相談支援センターで受け付けた相談件数			活動実績 (当初見込み)	8,519 (-)	6,729 (-)	8,199 (-)
単位当たりコスト	(8,834円/1件)		算出根拠	確定額(平成24年度) ÷ 相談件数(平成24年度) (58,759,050円 ÷ 6,647件)			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	養育費確保支援事業委託費	57	59	精査中			
計	57	59					

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る事業であり、国費の投入が必要。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	国において、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う必要がある。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る事業であり、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	本事業は、養育費に関する専門的知見等が事業の效果に大きく影響を及ぼすものであることから、養育費に関する相談支援等に関し実績を有し、事業を効果的に運営するための専門的知見等を有する事業者の中で最も優れた者のノウハウを活用することが望ましく、価格を指標とした競争にはなじまないことから、企画競争方式により調達を行うものである。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—	—	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	事業実績等に基づいた削減を行っており、妥当な水準の維持に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	事業の適切な遂行について、必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—	本事業の目的を達成するため、有識者等で構成される養育費相談支援センター事業運営委員会の見解を踏まえた取組を実施しており、効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	電話・電子メール等に相談など、母子家庭の母に十分に活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検結果	有識者等で構成される養育費相談支援センター事業運営委員会に参加し、事業の進捗状況を把握している。 また、委託終了後に提出される委託事業実施結果報告書等の書類や必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により、支出状況等について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。 養育費相談支援センターで受け付けた相談件数は前年度に比べ増加している。（平成23年度6,729件、平成24年度8,199件） 離婚母子家庭等にとって養育費の確保は重要であるが、養育費の相談機関や手続きの方法が分かりにくいなどの指摘があり、実際の養育費の取り決め率（37.7%）や受給率（19.7%）も低い状況にあることから、母子家庭等の自立の支援を図るために、引き続き、養育費の確保を図るための当事業は必要である。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0415	平成23年	0374	平成24年	0322

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

59百万円

企画競争の実施、委託契約の締結、委託事業費確定等



【企画競争】

A(社)家族問題情報センター

59百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.(社)家族問題情報センター			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	相談対応職員経費	相談員給与(6名分)、交通費、社会保険料等	33			
	印刷製本費	無料相談会のチラシ作成、養育費パンフレット印刷等	6			
	事務所運営費	事務所運営費(家賃、通信費、電気代、印刷費、消耗品費等)	5			
	通信運搬費	養育費パンフレットの郵送料、フリーダイヤル相談の電話料等	2			
	諸謝金	全国研修会の講師謝金、研修派遣の講師謝金等	5			
	消費税	消費税	3			
	旅費	全国研修会の講師旅費、研修派遣の講師旅費等	4			
	その他	全国研修会の会場借料、無料相談会の会場借料等	1			
	計		59	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)家庭問題情報センター	養育費相談支援センター事業の実施	59	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)									
事業名	母子寡婦福祉貸付金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和28年度			担当課室	家庭福祉課母子家庭等自立支援室			小野太一	
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条及び第37条			関係する計画、通知等	・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年4月1日厚生労働省告示第248号) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県・指定都市・中核市が母子家庭及び寡婦に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行うため、母子及び寡婦福祉法の規定により、都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付けに必要な原資を国が貸し付けるものである。 ・貸付先: 都道府県・指定都市・中核市 ・貸付率: 2/3								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☒ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位: 百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	5,040	5,160	5,040	5,040	5,040		
		繰越し等							
		計	5,040	5,160	5,040	5,040			
	執行額		5,037	5,160	4,420				
	執行率 (%)		99.9%	99.9%	87.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	貸付件数等と母子家庭等の自立や児童等の福祉の増進の状況は数値的に関連づけることは不可能であるため、定量的な成果目標として示すことはできない。			成果実績		-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	母子寡婦福祉貸付金の貸付件数			活動実績 (当初見込み)	貸付件数	51,106 (-)	49,745 (-)	46,706 (-)	- (-)
単位当たりコスト	— (円/)			算出根拠	—				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	母子寡婦福祉貸付金		5,040	5,040	精査中				
計		5,040	5,040						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため、国費の投入が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	法律により国が地方自治体に貸し付けることになっている	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－	－	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	母子及び寡婦福祉法に基づき、国が2／3負担することになっており、妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			－	－	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－	－	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	貸付に必要な原資を国が貸し付けるものとしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	地方自治体の貸付のために必要となる貸付原資が予定額を下回ったため、不用額が生じた。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－	母子家庭等は、経済的な基盤が弱いことが多く、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進するために効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－	－	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－	－	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－	－	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	－	－	－			
	－	－	－			
点検結果	母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第24条（第38条において準用される場合を含む。）及び母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第1条第1項（第9条第1項において準用される場合を含む。）の規定に基づく母子寡婦福祉貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る貸付業務の報告並びに同規則第11条の規定に基づく福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出することとされており、これらの提出書類と必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により、支出状況や貸付件数について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。相談件数についても、平成22年度51,106件、平成23年度49,745件、平成24年度46,706件の実績があり、母子家庭等については、経済的な基盤が弱いことが多く、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進するために本事業は必要である。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0416	平成23年	0375	平成24年	0323

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

4,420百万円

〔 貸付申請書の内容審査、貸付決定等 〕



A:都道府県・指定都市・中核市
(49都道府県・指定都市・中核市)
4,420百万円

〔 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸し付け 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.東京都			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
母子福祉資金	母子福祉資金の貸付け	772			
計		772	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	母子福祉資金の貸付け	772		
2	埼玉県	母子寡婦福祉資金の貸付け	461		
3	名古屋市	母子寡婦福祉資金の貸付け	378		
4	北海道	母子寡婦福祉資金の貸付け	229		
5	広島市	母子寡婦福祉資金の貸付け	201		
6	静岡市	母子寡婦福祉資金の貸付け	160		
7	新潟市	母子寡婦福祉資金の貸付け	157		
8	新潟県	母子寡婦福祉資金の貸付け	154		
9	大阪市	母子寡婦福祉資金の貸付け	140		
10	島根県	母子寡婦福祉資金の貸付け	135		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

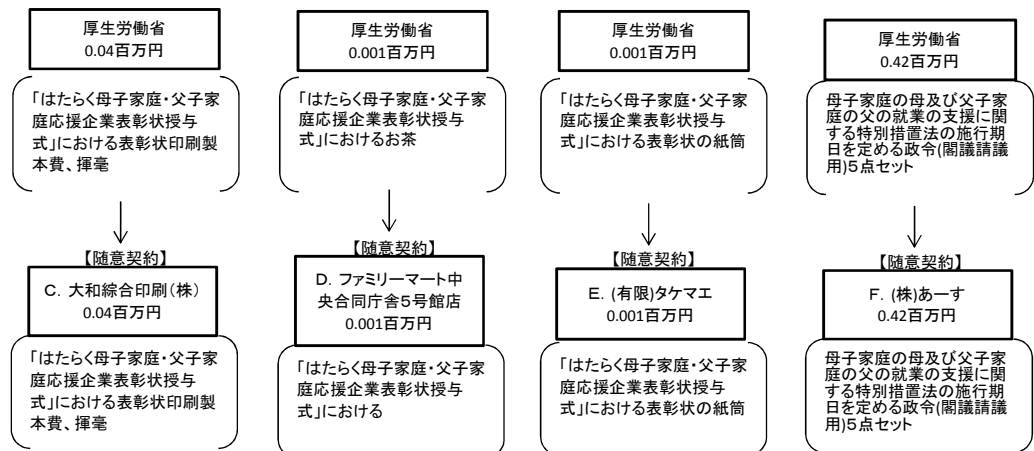
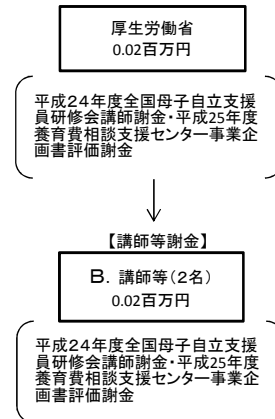
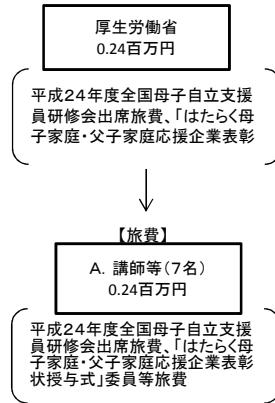
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	母子家庭等自立支援対策費		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	—		担当課室	家庭福祉課母子家庭等自立支援室		小野太一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅵ－6－1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	母子及び寡婦福祉関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金の支出、資料等の印刷製本等を行うことにより、母子及び寡婦福祉関係業務の円滑な実施を図ることを目的とする。また、委託調査研究等を行うことにより、地方自治体による総合的・包括的な支援のための相談窓口の強化を支援することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	母子家庭の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。また、国から民間団体に委託し、自治体を実施しているひとり親家庭への総合的・包括的な支援の取組や就業支援の好事例を収集し、収集した事例を元に、総合的・包括的な支援の取組やひとり親が転職等に一步踏み出せるように、就職や待遇改善に成功した就業支援の好事例についての事例集を作成し、地方自治体に情報提供する。							
実施方法	■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	3	3	3	3	23	
		繰越し等						
		計	3	3	3	3	23	
	執行額		2.0	2.0	1.0			
	執行率(%)		66.7%	60.4%	33.4%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	年度ごとに実施内容が異なるため、定量的な成果目標及び成果実績を示すことは困難である。		成果実績		—	—	—	—
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	経費支出の対象とした母子家庭の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の件数		活動実績 (当初見込み)	件数	11 (—)	11 (—)	8 (—)	— (—)
単位当たりコスト	— (円/)		算出根拠	—				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.6	0.6	「新しい日本のための優先課題推進枠」20 日本再興戦略においては、女性が活躍できる環境整備を推進することとされ、「母子家庭の母等への就業支援」が位置づけられているところであり、地方自治体において、ひとり親家庭それぞれの様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせることで総合的・包括的な支援を行うことができるよう、推進枠を活用する予算を要望しているところである。こうした地方自治体の取組に対する国の支援として、地方自治体の支援体制の検証や取組事例の紹介等を行うため、国から民間団体への委託費を推進枠で要望していることから要求額が増加した。				
	職員旅費	0.5	0.5					
	委員等旅費	0.6	0.6					
	庁費	1.3	1.3					
	保健福祉調査委託費	0.0	20.0					
計	3.0	23.0						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	母子家庭等の自立支援を一層推進し、母子及び寡婦福祉関係業務の円滑な実施を図るための事業であるため、国費投入し実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	母子家庭等の自立支援を一層推進し、母子及び寡婦福祉関係業務の円滑な実施を図るため、国において実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	母子及び寡婦福祉関係業務に係る会議等の開催に必要な経費を支出するものであり、母子及び寡婦の保護や自立支援の推進に資する優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているが、予算決算及び会計令第99条の規定により少額の随意契約が認められているため問題ない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業実施に必要な経費に限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	検討会等の回数が当初見込みを下回ったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	—	—	—			
	—	—	—			
点検結果	各審査機関に支出関係書類を提出し、支出額、支出先、使途等を適正に審査していただいており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。母子家庭の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等についても、毎年10回前後の実績があることから、母子家庭等の自立支援を一層推進し、母子及び寡婦福祉関係業務の円滑な実施を図るため、平成25年度以降も引き続き実施する必要がある。					
外部有識者の所見						
執行率が低いことから、その理由を分析のうえ適切な予算を要求すること。（長崎、井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性などの評価は概ね妥当であることから、効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0417	平成23年	0376	平成24年	0324

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	平成24年度全国母子自立支援員研修会出席旅費	0.02		
2	個人B	平成24年度全国母子自立支援員研修会出席旅費	0.05		
3	個人C	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」委員等旅費	0.03		
4	個人D	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」委員等旅費	0.01		
5	個人E	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」委員等旅費	0.04		
6	個人F	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」委員等旅費	0.02		
7	個人G	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」委員等旅費	0.07		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	平成24年度全国母子自立支援員研修会出席謝金	0.01		
2	個人B	平成25年度養育費相談支援センター事業企画書評価謝金	0.01		

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
3	大和綜合印刷(株)	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」における表彰状印刷製本費、揮毫	0.04	随意契約	

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
4	ファミリーマート中央合同庁舎5号	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」におけるお茶	0.001	随意契約	

E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
5	(有限)タケマエ	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰状授与式」における表彰状の紙筒	0.001	随意契約	

F.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
6	(株)あーす	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行期日を定める政令(閣議請議用)5点セット	0.42	随意契約	

事業番号										675	
平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金			担当部局庁		社会・援護局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		平成21年度～			担当課室		福祉基盤課			友藤 智朗	
会計区分		一般会計			政策・施策名		VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること。VI-5-1母子保健衛生対策の充実を図ること。VI-6-1ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること。VII-4-1社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること。VIII-1-1障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における生活を支援すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		—			関係する計画、通知等		社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について（平成21年7月31日雇児発0731第1号、社援発0731第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）平成21年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		地震や災害発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するよう、都道府県に基金を造成し、当該基金を活用して社会福祉施設等の耐震化をすること等を目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金は、自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の耐震化(高台移転を含む)及びスプリンクラー整備の促進、東日本大震災被災地での共生型福祉施設の整備の促進を行うものである。									
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度		25年度		26年度要求	
		予算 の 状 況	当初予算								
			補正予算		2,665	9,719					
			繰越し等								
			計		2,665	9,719					
		執行額			2,665	9,719					
		執行率（％）			100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
		耐震化整備箇所数(累計)			成果実績	施設	—	412	478	682	
					達成度	％	(—)	65.8%	76.4%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		耐震化整備箇所数(累計)			活動実績 (当初見込み)	施設	—	412	66	—	
							(—)	(605)	(626)	(682)	
単位当たりコスト		253,800,000(円／1施設あたり事業費)			算出根拠	障害者入所施設(40人規模以下)の補助単価を基準としている					
平成 2 5 ・ 2 6 年 度 予 算 内 訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	計										

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	本基金の対象施設は、自力で避難することが困難な障害者や児童が入所する社会福祉施設であり、特に耐震化整備が必要な施設であるため、国が全国の対象施設について計画的に耐震化整備されるよう支援の必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	国においては、提出された事業計画を精査した上で、基金造成に必要な額を交付決定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	補助基準単価については、定員の区分ごとに設定されているため、単位あたりコストの水準は妥当なものとなっている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	耐震化等整備に係わる工事費や工事事務費に限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	社会福祉施設等の耐震化等整備に対して直接助成するものであり、実効性の高い手段となっているものである。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			△	平成21～23年度に412カ所で整備が実施された。24年度実施数は調査中。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	耐震化等整備された施設は十分に活用されている。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	・地震等の災害時に自力で避難することが困難な方々のために、入所施設の耐震化整備を行うことは喫緊の課題である。 ・進捗状況は78%であり、目標達成に向けて引き続き国として支援を進めていく必要がある。					
外部有識者の所見						
今年度で事業の終期を迎えることを勘案し、事業内容を精査するとともに予算額への反映が必要。(長崎、井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
—		—				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
—		—				
備考						
本事業の取扱いについては、今後の予算編成過程で検討する。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	939

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 9,719百万円

〔 事業に関する基本的な政策の企画、立案及び推進 〕



【交付】

A 都道府県(21) 9,719百万円

〔 基金の造成・運用・執行、事業の実施 〕



〔 取崩し・支出 〕

設置者(社会福祉法人等)

〔 耐震化等整備事業、スプリンクラー整備事業、
共生型福祉施設整備事業の実施 〕

【基金造成額】
平成21年度 106,200百万円
平成23年度 2,665百万円
平成24年度 9,719百万円

※24年度末基金残高
50,999百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.沖縄県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
積立金	基金の造成のための経費	1,461			
計		1,461	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沖縄県	耐震化等整備事業の助成	1461		
2	福岡県	耐震化等整備事業の助成	1326		
3	熊本県	耐震化等整備事業の助成	966		
4	佐賀県	耐震化等整備事業の助成	806		
5	福井県	耐震化等整備事業の助成	710		
6	高知県	耐震化等整備事業の助成	566		
7	北海道	耐震化等整備事業の助成	441		
8	兵庫県	耐震化等整備事業の助成	440		
9	徳島県	耐震化等整備事業の助成	438		
10	茨城県	耐震化等整備事業の助成	373		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					